

平成26年度 第4回

茨木市都市計画審議会常務委員会
(都市計画マスタープラン)

— 会議録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	茨木市都市計画審議会常務委員会（都市計画マスタープラン）
開催日時	平成26年12月25日（木）午後3時00分開会・午後5時15分閉会
開催場所	市役所南館6階第2会議室
会 長	建山 和由
出席者	<p>[委 員]</p> <p>建山 和由、秋山 孝正、神吉 紀世子 藤里 純子、木村 正文</p> <p style="text-align: right;">＜以上学識経験者＞</p> <p>池田 恵次、岸田 庸子</p> <p style="text-align: right;">＜以上市民＞</p> <p>[専門委員]</p> <p>長尾 謙吉、紅谷 昇平</p> <p style="text-align: right;">（以上、計9名）</p>
欠席者	澤木 昌典、原田 由美子、平野 明、加我 宏之
事務局	柴崎副市長、大塚都市整備部長、田邊都市政策課長、 石野都市政策課計画係長、福知、林
議題（案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン（案）に対するパブリックコメントと対応について ・その他
傍聴者	1名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○石野係長	ただ今から、都市計画マスタープランの調査に関する平成 26 年度第 4 回茨木市都市計画審議会常務委員会を開会する。 開会にあたって柴崎副市長が遅参のため、代理として大塚都市整備部長よりあいさつを申し上げる。
○大塚部長	(あいさつ)
○石野係長	本日の出席状況であるが、委員総数 13 名のところ出席者は 9 名となっており、茨木市都市計画審議会常務委員会運営要領第 4 条第 2 項の規定により、会議は成立している。 また、本日は 1 名の方が傍聴されている。 それでは、茨木市都市計画審議会常務委員会運営要領第 4 条により、以後の委員会の進行を、建山会長にお願いする。
○建山会長	これより議長を務めさせていただくので、協力をお願いする。 本日は、10 月 14 日から 11 月 14 日まで実施された都市計画マスタープラン（案）についてのパブリックコメントで、提出された意見と、それに対する市の考え方や対応について確認する。また、都市計画マスタープランの表紙（案）についての報告を受ける。 さて、これまで、本常務委員会において都市計画マスタープランの改定内容について議論を重ねてきたが、本日が最後の開催となる。来年 1 月の都市計画審議会での報告を経て、今年度末に改定される予定なので、よろしくお願ひ申し上げます。 はじめに、都市計画マスタープラン（案）のパブリックコメントで出された意見と市の考え方等について、事務局より説明を求める。 【都市計画マスタープラン（案）のパブリックコメントについて説明】
○建山会長	パブリックコメントには 8 名から 69 件の意見をいただいたが本日はその対応について、議論いただきたい。 資料 2 の表紙左表 1. 件数「意見の内容」の欄の「有効」「無効」の記載について、説明願ひたい。
○田邊課長	住所、氏名、連絡先の未記載など、パブリックコメントの提出条件を満足しない意見は無効として取り扱う。今回提出いただいた 8 名の方は、全て満たしており有効であった。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○建山会長	説明を何度かに分けて議論したい。まずは、全体に対する意見について事務局より説明を求める。 【全体に対する意見 (No. 1～12) について説明】
○紅谷委員	No.2の意見と市の考え方について、「自助・共助」は本来、福祉に関する視点の意見であるため、防災における必要性を示すのではなく、福祉施設に対しての市の考え方を示すべきである。
○建山会長	事務局は修正をお願いしたい。
○秋山委員	この市の考え方は公表する予定か。
○田邊課長	パブリックコメントへの回答として、ホームページ等での公表を予定している。
○神吉委員	市民からいただいた意見に対して、市の方針を明確に示すべきである。5年後の中間見直し時や10年後を見据え、長期的に取り組むという姿勢を見せるべきである。
○秋山委員	資料2の表「提出された意見に対する市の考え方」の修正欄は、「不要」「必要」ではなく、「有」「無」と記載すべきである。
○建山会長	「有」・「無」に変更をお願いしたい。 他に意見等がなければ、次に序章及び第一章について事務局より説明を求める。 【序章・第一章に対する意見 (No. 13～16) について説明】
○秋山委員	No.16は修正有ではないのか。
○田邊課長	ご指摘のとおり修正する。
○長尾委員	No.14の「市民に都市の将来像を示す」については、まず、第5次総合計画の基本計画を参照していただきたいとした上で、本マスタープランの構成について市の考え方を示すべきである。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○田邊課長	いただいた意見を踏まえ、追記する。
○建山会長	他に意見等がなければ、第2章について事務局より説明を求める。
	【第2章「本市における都市構造・土地利用の考え方について」「都市づくりプラン・テーマ①、② (No. 17～25)」に対する指摘事項について説明】
○池田委員	No.25 の意見に対する市の考え方に「平成 25 年 10 月に決定された彩都東部地区の今後のまちづくり方針」とあるが、現時点では（案）ではないのか。
○大塚部長	本方針の作成にあたっては、市も参画している彩都建設推進協議会で検討され、内容を共有し、この考え方で取り組んでいくことを確認したものである。法手続きの中で決定されたというものではないので位置付けを整理する。
○池田委員	彩都建設推進協議会には、地元関係者も参画しているのか。
○大塚部長	協議会は、土地利用を主体的に考えていく必要のある大阪府や茨木市及び、彩都に大規模な土地を有している事業者が中心となって構成されている。
○池田委員	パブリックコメントを出された方は、この市の考え方は納得されないのではないか。
○建山会長	彩都に関する意見については他にもいただいているが、決定という表現を改め、これまでの検討経過を踏まえた内容を追記してはどうか。
○大塚部長	ご意見を踏まえ、修正する。
○神吉委員	No.22 の意見に対する市の考え方は、無秩序な市街地の拡大を抑制する趣旨の内容となっているが、意見は一般論的なものではないか。
○大塚部長	人口減少社会を前提として都市を集約化する立地適正化計画が国から示されており、市の考え方も方向性は合致しているという旨を示してい

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>る。</p> <p>本都市計画マスタープランにおいても、「中心市街地や各拠点が多核ネットワークで結ぶ「多核ネットワーク型の都市構造を目指す。」としている。立地適正化計画の策定については、今後、国の動向を見ながら検討する必要があると考えている。</p>
○長尾委員	「市街地の拡大」、「市街化」とあるが、表現は統一すべきである。
○大塚部長	ご指摘のとおり、「市街地の拡大」に表現を統一する。
○秋山委員	今回のマスタープラン改定において、線引きに関する市の方向性を示した記載はあるか。
○田邊課長	幹線道路沿道の立地特性を生かした土地利用を検討している地区をP85の「産業集積地域」図8に図示しており、このうち南部地域の2区域が、区域区分を見直す予定の地域である。
○大塚部長	P41 まちづくりプラン・テーマ②における施策展開方針でも、線引きに関する考え方を示している。
○建山会長	No.22 に対する市の考え方については、再調整をお願いする。他に意見等がなければ、テーマ③から⑤について事務局より説明を求める。
	【テーマ③～⑤に対する意見 (No. 26～33) について説明】
○紅谷委員	<p>No.28、29 については、例えば「地域防災計画等の参考にさせていただきます」、No.30 については「耐震改修促進計画等にて別途検討致します」とするなど、具体的な関連計画を明確に示すべきではないか。また、担当部局は、提出された意見を伝えていただきたい。</p> <p>No.31 については、「一次避難地」の補足説明を追記する方が丁寧である。</p>
○神吉委員	No.33 「彩都地区等における」とあるが、市の考え方にあえて「彩都」を記載必要があるのか。
○大塚部長	象徴的なものとして彩都を例示している。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○建山会長	彩都以外は良好な住宅・住宅地の維持・形成を行わない印象を与える恐れがあるため、「彩都西地区のみ」を削除した方がよい。
○田邊課長	ご指摘の通り削除する。
○建山会長	その他意見等なければテーマ⑦について事務局より説明を求める。
	【テーマ⑦に対する意見 (No. 34～37) について説明】
○建山会長	No.34 は必要に応じてデータの更新を行うのか。
○田邊課長	改定までに新たに更新された場合は、変更する予定である。
○建山会長	他に意見等がなければ、テーマ⑧から⑪について事務局から説明を求める。
	【テーマ⑧～⑪に対する意見 (No. 38～43) について説明】
○建山会長	No.43 に関して、コミュニティバス導入の予定はないということまで記載する必要があるか。
○大塚部長	総合交通戦略では、コミュニティバスの導入ではなく、既存バス路線を活用した乗り継ぎ運賃の値下げ等、バスの利用環境の改善を進めていく方針を示している。
○神吉委員	提出された意見では、交通困難地域をどのようにするかということが問われている。
○秋山委員	現状では不要であっても、将来の交通困難地域への対応の方向性は記載する方がよい。
○建山会長	市の中で具体的な地域の把握はしているのか。
○田邊課長	総合交通戦略の策定において、交通困難地域の調査を実施している。
○建山会長	検討状況や、市の方向性を示す方が望ましい。市として取り組む姿勢を示すことが必要である。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○田邊課長	総合交通戦略の内容や取組などを追記するなど、ご指摘を踏まえ表現を検討する。
○建山会長	意見というより要望であるため、丁寧に市の考え方を示す方がよい。他に意見等なければ、テーマ⑫から⑬について事務局より説明を求める。 【テーマ⑫、⑬に対する意見 (No. 44～48) について説明】
○神吉委員	No.44「スマートコミュニティ」について、東芝のスマートコミュニティは事業名称であるため「」を付けるなどして、一般的なスマートコミュニティと明確に区別した方がよいか。
○建山会長	ご指摘の通り、表現の修正をお願いしたい。ここではエネルギーの効率的な利用を行うまちづくりを「スマートコミュニティ」と表現しているのではないか。
○大塚部長	「スマートコミュニティの考え方を導入して、新しい形のまちづくりを行います」という趣旨に表現を修正する。
○建山会長	他に意見等なければ、都市構造について事務局より説明を求める。 【都市構造に対する意見 (No. 49～57) について説明】
○長尾委員	No.55について、彩都ライフサイエンスパークは、共同研究スペースを設けるなど、コミュニティ形成を図っている。その様な取組みについても、説明した方がよい。
○建山会長	追記をお願いしたい。他になければ、第3章について事務局より説明を求める。 【第3章に対する意見 (No. 58～61) ついて説明】
○長尾委員	No.59は、第5次総合計画と都市計画マスタープランで一体となった進捗管理を行っていく旨を記載した方がよい。
○田邊課長	表現を修正する。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○建山会長	他に意見等なければ、その他の意見について事務局より説明を求める。 【その他に対する意見 (No. 62～69) について説明】
○紅谷委員	No.63 の市民・住民・民間で分類した場合、民間とは、夜間市民・企業・事業者・大学等で構成されるため、目次で市民等の定義も記載してはどうか。また、民間には個人が含まれるのか。この定義では、個人の中には昼間市民のみを含むということになるが、そのような解釈で問題ないか。
○神吉委員	市の考え方における「市民」とは、茨木市民という解釈でよいか。
○大塚部長	ここでの「市民」は、茨木市民の意味であり、「民間」は「市民」を除いて定義している。
○長尾委員	目次の「市民」の定義説明の他に、市民等の定義を記載し、居住者に限らず茨木市で活動する人を対象としている旨を説明してはどうか。また、「民間」の定義説明から「市民を除く」を削除してはどうか。
○大塚部長	定義については、指摘いただいた内容を踏まえ再検討する。
○紅谷委員	No.65 で、概要版を作成しない理由として、「計画の内容が曖昧になるおそれがあるため」という市の考え方を示している。この回答ではしているが、これでは概要版を作成する計画は「曖昧になっても良い計画だ」と誤解される恐れがある。
○大塚部長	計画全体を見ていただきたいという思いから、概要版の作成は行わないが、表現については修正する。
○神吉委員	都市計画マスタープランは公共施設等に設置するのか。
○大塚部長	図書館等の公共施設への設置だけでなく、ホームページにも掲載する。
○紅谷委員	No.69 に関連して、コラム毎にフォントサイズや書式が異なるので、揃えるべきである。また、内容も再度精査する必要がある。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○大塚部長	書式等については、ご指摘の通り修正させていただく。 また、掲載するコラムの内容についても再度検討する。
○建山会長	他に意見等がなければ、表紙についての説明を事務局に求める。 【表紙に関して説明】
○建山会長	表紙について、意見等はないか。
○神吉委員	P19 の 13 項目の市民が考えるまちの姿が、そのまま表紙となってもよいのではないかと感じている。
○建山会長	ご意見のように、P19 をそのまま表紙にすることも一つの案であるが、表紙については、事務局に一任することにする。 本日各委員から出された様々な意見を踏まえパブリックコメントを提出された方が納得できるように、丁寧な回答をお願いします。 それでは、本日の議事はこれで終了する。 最後に、事務局から連絡事項があればお願いします。
○石野係長	次回の都市計画審議会の日程について案内させていただく。 平成27年1月29日（木）の午後3時から、茨木市立男女共生センターローズWAM 4階のセミナー室404・405にて開催予定である。都市計画マスタープランの改定案について最終の報告をさせていただく。 委員及び専門委員の皆様は、ご出席賜るようお願い申し上げます。
○建山会長	以上をもって、平成26年度第4回茨木市都市計画審議会常務委員会（都市計画マスタープラン）を閉会する。 （午後5時15分閉会）